

京都市告示第 257 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 10 月 23 日

京都市長 榊 本 頼 兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
松ヶ崎22号線	左京区松ヶ崎正田町9番地の16地先から 同町10番地の22地先まで	告示の日
上鳥羽11号線	南区上鳥羽塔ノ森江川町76番地の2地先から 同区上鳥羽塔ノ森西河原町37番地地先まで	”
醍醐緯64号線	伏見区醍醐合場町15番地の1地先から 同町5番地の2地先まで	”

(建設局土木管理部道路明示課)